

宗像市学童保育所利用料金減額申請書

(生活保護世帯・非課税世帯・ひとり親世帯・多子世帯・被災等世帯・きょうだい児)

※いずれかの事由に1つ〇を記入ください。併用はできません。

20 年 月 日

吉武地区コミュニティ運営協議会会長 あて

利用料金減額の(開始・終了)を申請します。

学童保育所			
児童名		(新)学年	学年
保護者名			
減額の(開始・終了)月	20 年 月		

【注意】

※減額事由を証明する書類として下記のいずれか1つを添付して下さい。添付がない場合は減額することができません。

◆生活保護被保護世帯：「生活保護受給証明書」原本（市役所福祉課にて発行）

◆住民税非課税世帯：「市県民税非課税証明書」原本（保護者全員分。市役所税務課にて発行。

ただし1月1日時点の住所が宗像市以外の場合は、転入前の市町村にお尋ねください。)

◆ひとり親世帯：①「ひとり親家庭等医療証」（コピー）

②「児童扶養手当証書」（コピー）

③「戸籍謄本」（離別・死別の記載のあるもの。本籍地の市町村にて発行）

◆多子世帯・きょうだい児：

①「住民票の写し」（該当児童が同居していることが分かるもの）

②資格確認書のコピー（同一世帯全員分）＊マイナンバーカード、健康保険証は不可

◆被災等世帯：（所得減少）収入減少月分（申請日から6ヶ月以内）および前年同月分の保護者全員の
収入がわかるもの

（被災）居住する家屋が半壊または全壊の被害を受けたこと（申請日から6ヶ月以内）

に被災）が記載された被災（罹災）証明書

※世帯の状況が変わったときには、速やかに届け出てください。

※2人目からの申請はコピーで構いません。

※減額の開始月

【入所時から該当の場合】

入所月の末日までに申請をすれば入所月から減額します。入所月の末日までに申請をしない場合は、
申請月からの減額となります。

【月の途中から該当する場合】

該当する月の末日までに申請をすればその月から減額します。その月の末日までに申請をしない場合は、
申請月からの減額となります。